

紹介手数料・返戻金制度について

紹介手数料の発生

第7条

本契約に基づく人材紹介手数料(以下「紹介手数料」想定年収の15%)は成功報酬とし、本件業務を通じて、甲が人材の採用を決定し、採用者が入社した時点で発生するものとする。

2. 甲は、前項の決定を行ったときは、甲が採用者に対して発行した、採用決定通知書等の採用を証明する書面の写しを遅滞なく乙に提出するものとする。

紹介手数料の返還

求人者を甲という。本所を乙という。

1. 本所の紹介により就職した人が甲に入社後3ヶ月以内に、本人の都合により退職、または本人の責に帰する事由により雇用契約を終了した場合、乙は甲に対し、次の基準で紹介手数料を返還するものとする。

- 入社後1ヶ月以内に退職した時：紹介手数料の80%
- 入社後2ヶ月以内に退職した時：紹介手数料の50%
- 入社後3ヶ月以内に退職した時：紹介手数料の20%

2. 紹介手数料の返還は退職した日より1ヶ月以内に返還するものとする。

3. 当該採用者に代わる人材を直ちに紹介できる状況の場合は、甲乙合意のもとに紹介手数料の返還を留保することができる。

4. 本人に対する労働条件が、本件雇用契約と著しく異なることに起因する退職や、甲の都合による解雇、不可抗力による退職の場合は、紹介手数料を返還する必要はないものとする。

ただし紹介予定派遣の場合、派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

令和3年3月23日

株式会社 新潟人材サービス

住所 新潟市南区大通黄金3丁目1番地18

代表取締役 遠藤 辰巳